

河合町議会会議録

令和5年 6月9日 開会

河合町議会

令和5年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（6月9日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○付議事件の一括提案理由の説明	11
○承認第8号の質疑、討論、採決	17
○報告第2号の質疑	21
○報告第3号の質疑	23
○報告第4号の質疑	23
○同意第10号の採決	24
○議案第29号から議案第31号の委員会付託	28
○同意第11号から同意第22号	28
○散会の宣告	29
○署名議員	31

河合町告示第22号

令和5年第2回（6月）河合町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年6月1日

河合町長 森 川 喜 之

1 期 日 令和5年6月9日

2 場 所 河合町議会議場

令和 5 年 6 月 9 日（金曜日）

（第 1 号）

令和5年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和5年6月9日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 4 報告第 2号 令和4年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 報告第 3号 令和4年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 4号 令和4年度河合町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 7 同意第10号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 8 議案第29号 令和5年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 9 議案第30号 令和5年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第31号 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会設置条例の制定について
- 日程第11 同意第11号 北葛城郡公平委員会委員の選任について
- 日程第12 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第13号 農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第14号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第15号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第16号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第17号 農業委員会委員の任命について
- 日程第18 同意第18号 農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第19号 農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第20号 農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意第21号 農業委員会委員の任命について

日程第22 同意第22号 農業委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで議事日程と同じ

出席議員（12名）

1番	杵本貴司	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	疋田俊文

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	森川喜之	企画部長	森嶋雅也
総務部長	上村卓也	福祉部長	浮島龍幸
環境部長	石田英毅	まちづくり 推進部長	福辻照弘
総務部次長	小野雄一郎	福祉部次長	佐藤桂三
教育委員会 事務局次長	中尾勝人	子育て支援 課長	明平直美
まちづくり 推進課長	杵本幸史	上下水道課長	上原郁夫

会議に従事した事務局職員

局長心得	高根亜紀	主事	平井貴之
------	------	----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） 皆さん、おはようございます。

本日、告示第22号をもって令和5年第2回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和5年第2回定例会は成立しましたので、開会します。

今期定例会におきましては、質問、答弁、討論の際は着席の応対をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶並びに所信表明を登壇の上、願います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） 本日、ここに令和5年第2回6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たり少しお時間を頂戴し、私の町政運営に当たっての基本的な考え方や所信の一端を述べさせていただきます。

私は、去る4月23日に行われた町長選挙におきまして、住民の皆様からの温かいご支援を得て、町長に就任をいたしました。今、その職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。今後4年間、住民の皆様の負託にお答えできるよう町長として全身全霊を傾けてまいりますので、どうか議員各位並びに住民の皆様の温かいご指導とご理解を賜りますよう

よろしく願いいたします。

それでは、私の基本的な考え方を具体的に5つの重点項目として位置づけをさせていただき、その歩みを着実に進めてまいります。

1つ目は、財政再建です。

河合町ではこれまで厳しい財政状況が断続的に続き、令和元年度決算以降は県の重症警報発令団体となっております。その後、町の財政状況の早期改善を図るために、令和3年度に県との勉強会を実施し、その際に見直した河合町財政健全化計画に基づき取り組んでこられました。大変改善もされてきたものの依然として厳しい状況が続いています。

このような中、私は、今、河合町が早期に取り組まなければならない大きな課題は、財政再建だと感じています。この状況を改善するために、まず令和5年度予算の事業全般について、住民目線に立ち、費用対効果等を視野に入れた見直しを行います。前例や慣習にとらわれず、必要と思われる事業については継続しますが、見直しが必要と思われる事業については一旦休止し、詳細を確認した後に実施のあり無しを判断したいと考えています。予算を精査していく中で、新たに必要と思われる事業については、今後9月議会に当たり予算化する予定であります。ただし、過度な歳出削減は住民のサービスの低下にもつながりかねないことも視野に入れ、慎重に検討してまいります。

また、町の運営を安定的に進めるためには、歳入の確保も大変重要であります。町の重要財源である町税については、負担の公平性の観点からも適正課税及び徴収率の維持、向上に努めてまいります。

町有地については、これまで売却を予定していた箇所についても一旦休止し、町にとって最も有益な方策を検討いたします。

企業誘致については、まず初めに河合町の地域の特徴に合致した業種を特化する必要があると考えます。そのためには、我が国の産業構造や各業界の将来性などを調査しなければなりませんし、リスクを見える化し、戦略的な進め方でなければいけません。クリアすべき課題が多くありますが、税の確保や雇用創出、土地の有効利用を図るため、スピード感を持って着実に進めていきます。また、行政運営については、前例や慣習にとらわれず、常に見識を持って検証するとともに、しがらみを持たない運営を行ってまいります。

私とまた議員各位、そして住民の皆様と一緒に河合町を変えるという強い思いで、身を切る改革として、私自身の給与を30%削減するとともに、退職金は辞退をさせていただきました。今後は、私自身もそうですが、職員一人一人が町の厳しい財政状況を再確認し、みんな

で知恵を出し合って、限られた財源を最も有効に活用できるよう努めてまいります。

2つ目は、災害対策です。

地震や台風等の災害が国内外で頻繁に発生しており、今年に入っても2月にトルコ、シリアの大地震、そして先月5月には、石川県では能登地方地震により家屋の被害が多く発生をいたしました。河合町におきましても南海トラフ大地震がいつ発生してもおかしくない状況の中、住民の皆様の生命、財産を守ることが最も重要であると考えています。

また、先週には台風の影響で前線が大きく関わり、大雨で近畿各地域では土砂崩れや住宅の浸水等の被害が発生いたしました。河合町でも土砂災害警戒情報レベル4が発表されたことにより、避難指示を発令、45名の方が避難をされました。また、廣瀬神社では床上浸水被害が生じたほか、農地などで土砂崩れが発生をいたしました。災害に備え、河合町でも早期に対策を行う必要があると考えております。町内の各公共施設においては、災害に備えて老朽化が著しい施設や耐震化が未実施の施設も最優先順位をつけ、その計画を進めてまいりたいと思っております。台風等の大雨に備え、現在実施している内水対策事業については、引き続き早期完成に向け取り組んでまいります。

3つ目は、組織改革であります。

来庁される住民の皆様が利用しやすい組織へと改革をいたします。抜本的に組織の見直し、住民の皆様の利便性の向上を図るとともに、効率的かつ経済的な視点に立ち、新たな組織体制を構築いたします。

まず、現状を把握し、課題等を選出し、令和6年度には機能的なスリムな組織を構築いたします。観光課をまた設置し、廣瀬神社の砂かけ祭や町に点在する貴重な文化財、また本町にある馬見丘陵公園を生かした観光PRを効果的に発信することで、河合町のことをもっと知っていただき、河合町を訪れた方々が河合町の魅力を感じてもらうための方策を検討し、また移住、定住の促進につなげてまいりたいと考えています。

4点目は、子育て、教育環境の充実であります。

政府では、先月、異次元の少子化対策を掲げ、令和6年度から3年間で児童手当や給付金など子育て世代への支援を充実する子ども・子育て支援加速化プランを集中的に取り組むことが発表されました。河合町も多分に漏れず少子化は深刻な問題であります。国の少子化対策を待っていれば、町の人口流出にますます拍車がかかることも想定されるため、町独自の政策を展開していきます。

まず、小中学校の学校給食等の無償化であります。子供たちが意欲的な姿勢で学びができ

るよう安心・安全な教育環境を整えることが第一だと考えております。長引く景気の低迷や近年の物価が高騰している中、教育環境の整備として子供たちの安心で充実した食の環境を整えるため、小中学校の給食費の無償化に向けた段階的な取組を始めます。あわせて認定こども園、保育園、幼稚園の主食費また副食費の無償化についても段階的に取り組み、保護者の経済的な負担を軽減することで、これからの河合町を担う子供たちが元気で健やかに成長できるよう進めてまいります。

町内の小中学校においては、耐震化は完了しているものの建築以降かなりの年数が経過しており、老朽化が著しい現状になっております。今後の小中学校の方向性も念頭に置きながら、老朽化が著しい校舎等については、国・県の補助金等を利用しながら計画的に改修し、教育環境の充実を図ってまいります。

また、これまで15歳の年度末までとしていた子ども医療費の助成が、令和5年4月より18歳の年度末までに拡大をいたしました。一部負担金については、これまでと同様、通院について1医療機関につき月500円、入院については1医療機関につき月1,000円の負担となっております。河合町ではさらに保護者の経済的な負担を軽減するため、町単独事業として無償化の検討も進めてまいります。

5つ目は、生活環境の充実であります。

令和5年5月1日現在、河合町の高齢化率は39.6%と住民の2.5人に1人は高齢者という状況であります。また、最近では高齢により免許を返納される方も増加し、ますます高齢化が進展している中、改めて公共交通の必要性を再度認識しております。

現在、河合町では町内巡回ワゴンとしてすな丸号を定期的に運行をしていますが、利用される方が少ないのが現状であります。今年6月中に各種団体の代表や公募による利用者代表等で構成をいたします検討委員会を設置させていただき、まずは皆様の意見を聞かせていただきたいと考えております。その上で、限られた財源の中で現行のすな丸号を充実させるのがいいのか、また新たに交通やデマンド交通等により運行するのがいいのか、早期に検討し取り組んでいきます。もっと住民の皆様にご利用していただける交通手段になるよう、路線網の拡充についても併せて検討いたします。

住民目線で生活道路に主眼を置いた修繕計画を策定し、誰もが通行しやすい道、その整備と改善を推進いたします。また、カーブミラーなどの道路附帯物については、地震や老朽化による転倒を防ぐため、まず初めに通学路に設置されているカーブミラーから順次健全度の評価を行い、必要に応じて施設の更新など通行者の安全確保に努めてまいります。

また、西名阪自動車道に係る橋梁の耐震補強や地域内の橋梁の定期点検及び補修を計画的に実施し、施設の長寿命化、また予防保全を図り、通行者の安全を確保しつつコスト削減にも取り組んでまいります。

環境対策では、可燃ごみの処理について効率的かつ経済的な面を考慮し、引き続き広域化を進め、今後の不燃物ごみの広域化参加については、参加を見据えながらも、いま一度全体像を把握した上で方向性を示してまいりたいと考えています。

また、文化会館まほろばホールについては、住民の文化芸術活動のシンボルとしての役割を果たしてきた施設であります。会館以来30年以上が経過し、今後も活用していくには多くの課題があることが浮き彫りになっております。改めて多くの知恵を結集してこのような課題を解決し、文化芸術の場を確保していく方法を探っていきます。その他の公共施設についても、設置目的や住民ニーズ、利用される方の意見、費用対効果等を視野に入れ、今後の方向性を再検討いたします。

なお、河合町の目指す将来像と将来の目標を明らかにし、これらを実現するための河合町総合計画については、まず町の現状を確認した後に策定する予定をしています。策定に当たっては、本年4月から施行された河合町まちづくり自治基本条例に基づき、計画当初から住民の参加を求め、協働のまちづくり実現の歩みを進めたいと考えております。

以上、今後4年間の町政を運営するに当たり、所信の一端を申し述べさせていただきました。

私は、今回町長に立候補させていただく際に幾つかの公約を掲げております。現在の町の厳しい状況の中、直ちにこれら全てを実施することは困難ですが、財政再建にまず取り組んでいく中で、財源を確保し、1つずつ着実に実行していきたいと考えています。議員各位及び住民の皆様方には、そして歴代町長が築いてこられたこの河合町をさらに前進させるべく、よい部分や伸ばすところは伸ばし、変えるべきところは変え、私たちの河合町を豊かさと幸せを実現できるまちづくりを実現させていただきたいと思っております。志と情熱を持って取り組んでいきたいと考えておりますので、議員各位はじめ住民の皆様方のご協力とご支援をよろしくお願いをいたします。

さて、今議会では、議案第29号から第31号までの3議案、承認第8号の1承認、報告第2号から第4号までの3報告、同意第10号から第22号までの13同意、合計20案件を提出させていただいております。後ほど担当から議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、私の所信表明と招集の挨拶と

させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、3番、梅野美智代議員、4番、佐藤利治議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

6月1日と本日に議会運営委員会を開催していただいておりますので、岡田康則議会運営委員長より会期等について報告願います。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田委員長。

○11番（岡田康則） 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

去る6月1日及び本日、議会運営委員会を開催しまして、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日6月9日より6月21日までの13日間といたします。

次に、会期日程でございますが、本日9日が本会議、一般質問は13日火曜日、14日水曜日の午前9時半からといたします。

総務文教委員会を15日木曜日午前10時から、厚生建設常任委員会を15日木曜日午後1時30分からといたします。また、常任委員会予備日は16日金曜日午前10時からといたします。

本会議最終日は21日水曜日午前10時からといたします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りいたします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告のとおり本日9日より21日までの13日間と決定いたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長(疋田俊文) それでは、理事者の方より、議案第29号より第31号までの3議案、承認第8号の承認、報告第2号より報告第4号の3報告、同意第10号から同意第22号、13同意については提案理由の説明を登壇の上願います。

○総務部長(上村卓也) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 総務部長。

(総務部長 上村卓也 登壇)

○総務部長(上村卓也) それでは、6月定例会に上程いたされました議案第29号から第31号までの3議案、承認第8号の1承認、報告第2号から第4号までの3報告、同意第10号から第22号までの13同意、合計20案件につきまして順次ご説明させていただきます。

失礼してマスクを外させていただきます。

まず、議案第29号 令和5年度河合町一般会計補正予算(第3号)についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億7,453万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を79億4,107万5,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、3ページをお願いいたします。

1事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を合計9億2,470万円とするものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

今回の補正のうち一部を除く人件費につきましては、人事異動に伴う予算の組替えとなっております。

次に、人事異動に伴う人件費以外のものについてご説明させていただきます。

13ページ中段をお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費では、秘書管理費のうち特別職給、特別職期末手当及び特別職地域手当につきましては、町長の給与30%削減によるもので、合計231万7,000円減額するものでございます。

続いて、14ページ、15ページをお願いいたします。

中段になりますが、同じく目7 諸費では、会議用の机及び椅子の購入として100万円を増額するものでございます。

なお、この事業につきましては、自治総合センターコミュニティ助成金が100%充当されます。

続きまして、16ページ、17ページ中段をお願いいたします。

同じく目34新型コロナウイルス感染症対応地方創生等事業費、令和3年度国補正分では、国庫補助金の精算に伴う返還金としまして943万8,000円増額、同じく目36新型コロナウイルス感染症対応地方創生等事業費、価格高騰重点支援助地方交付金分では、地域振興券配布事業として、住民を対象に1人当たり2,000円の地域振興券を配布するとして4,624万7,000円、次の学校給食費負担軽減事業及び乳幼児食育支援給付金事業では、学校給食や乳幼児食育の一部を補助するとして1,478万5,000円及び708万9,000円をそれぞれ増額するものでございます。この事業につきましては、国庫補助金が約80%充当されます。

続きまして、18ページ、19ページをお願いいたします。

同じく目37新型コロナウイルス感染症対応地方創生等事業費、価格高騰交付金低所得世帯支援分では、電力、ガス、食料品等の価格高騰に伴い、低所得世帯に対し1世帯当たり3万円を給付するとして6,768万円を増額するものでございます。この事業につきましては、国庫補助金が100%充当されます。

続きまして、22ページ、23ページ上段をお願いいたします。

款2 総務費、項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費では、マイナポイント手続のリモート支援業務委託として122万1,000円増額するものでございます。この事業につきましては、国庫補助金が100%充当されます。

続きまして、24ページ、25ページ下段をお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目21 臨時特別給付金給付事業費及び次の目22 価格高騰緊急支援給付金給付事業では、令和4年度国庫補助金等の精算に伴う返還金として1,498万4,000円及び1,403万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、32ページ、33ページ中段をお願いいたします。

款7 土木費、項4 都市計画費、目3 公共下水道費では、上下水道職員の人事異動に伴い、繰入金を37万5,000円増額するものでございます。

続きまして、34ページ、35ページ上段をお願いいたします。

款8 消防費、項1 消防費、目1 消防施設費では、消防車購入費用の一部について財源振替を行うものでございます。

続いて、歳入について説明させていただきます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

款15、国庫支出金では、個人番号カード交付事務費補助金や地方創生臨時交付金で価格高騰重点支援地方交付金分及び低所得者支援分で合計1億2,366万2,000円増額、款16 県支出金では、消防力強化支援事業補助金で98万1,000円増額、款19 繰入金では、歳入歳出総額を同額にするための財源調整として、財政調整基金繰入金を4,989万4,000円増額するものでございます。

次の款21 諸収入では、自治総合センターコミュニティ助成金で100万円増額。

続いて、10ページ、11ページお願いします。

款22 町債では、防災対策事業で100万円減額するものでございます。

以上、歳入歳出1億7,453万7,000円の増額補正となっております。

続きまして、議案第30号 令和5年度河合町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ37万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を6億8,737万5,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、一般会計同様、人事異動に伴うものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

款2 公共下水道事業費、項1 公共下水道事業費、目6 下水道ストックマネジメント事業費では、給料等で37万5,000円増額するものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

款5 繰入金で、一般会計繰入金としまして37万5,000円増額するものでございます。

以上、歳入歳出37万5,000円の増額補正となっております。

続きまして、議案第31号 河合町まちづくり自治基本条例推進委員会設置条例の制定につ

いてでございます。

このことにつきましては、本年4月1日に施行した河合町まちづくり自治基本条例の実効性を担保するため、同条例第40条第1項に規定する河合町まちづくり自治基本条例推進委員会の設置について必要な事項を定めることを目的として、本条例を制定するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、承認第8号をお願いいたします。

専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、令和5年5月17日に専決処分いたしました令和5年度河合町一般会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,019万5,000円を追加し、予算総額を77億6,653万8,000円としたものでございます。

今回の補正につきましては、低所得者の子育て世帯に対し児童1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものでございます。この事業につきましては、国庫負担金が100%充当されます。

以上、歳入歳出1,019万5,000円の増額補正となっております。

続きまして、報告第2号 令和4年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製しましたので、報告するものでございます。

内容につきましては、合計3事業、繰越額4億7,601万8,000円の財源内訳が確定いたしましたので、別紙のとおり報告するものでございます。

続きまして、報告第3号をお願いいたします。令和4年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製しましたので、報告するものでございます。

内容につきましては、1事業、繰越額1,045万円の財源内訳が確定いたしましたので、別紙のとおり報告するものでございます。

続きまして、報告第4号 令和4年度河合町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和4年度河合町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

内容につきましては、西大和配水池関連施設築造工事及び第一配水池関連施設築造工事で繰越額は5億7,630万円でございます。

続きまして、同意第10号 教育委員会教育長の任命についてでございます。

このことにつきましては、教育長が5月31日をもって退職したことに伴い、新たに上村欣也氏を教育長に選任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

続きまして、同意第11号 北葛城郡公平委員会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、前委員の任期満了により、新たに竹林信也氏を選任するために、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

続きまして、同意第12号 農業委員会の委員の任命についてでございます。

このことにつきましては、委員の任期満了に伴い、上村佳央氏を任命するために、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

同意第13号から同意第22号までも全て農業委員会委員の任命についてであり、同意第13号につきましては、上本宜秀氏を任命するために議会の同意を求めるものでございます。

次の同意第14号につきましては、石田雅俊氏を任命するために議会の同意を求めるものでございます。

同意第15号につきましては、井上正典氏を任命するために議会の同意を求めるものでございます。

同意第16号につきましては、秋吉コズエ氏を任命するために議会の同意を求めるものでございます。

(「名前間違っていますよ」と言う者あり)

○総務部長（上村卓也） すみません。

（「15もおかしい」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 暫時休憩。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時39分

○議長（疋田俊文） 再開します。

○総務部長（上村卓也） 申し訳ございません、もう一度、15号につきまして説明させていただきます。

同意第15号につきましては、土井政典氏を任命するために議会の同意を求めるものでございます。失礼いたしました。

同意第16号につきましては、秋吉コズエ氏を任命するために議会の同意を求めるものでございます。

同意第17号につきましては、枚本 馨氏を任命するために議会の同意を求めるものでございます。

同意第18号につきましては、服部光伸氏を任命するために議会の同意を求めるものでございます。

同意第19号につきましては、寺岡一兆氏を任命するために議会の同意を求めるものでございます。

同意第20号につきましては、岡田幸弘氏を任命するために議会の同意を求めるものでございます。

同意第21号につきましては、福西 誠氏を任命するために議会の同意を求めるものでございます。

同意第22号につきましては、高橋史博氏を任命するために議会の同意を求めるものでございます。

なお、それぞれ経歴書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、上程いたされました20案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（疋田俊文） 10分間、暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時52分

○議長（疋田俊文） 再開します。

理事者より説明がありました案件のうち、承認第8号、報告第2号、第3号、第4号、同意第10号を本日の審議といたします。

◎承認第8号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第3、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度河合町一般会計補正予算）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） では、質問させていただきます。

9ページの内容でですが、子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分となっておりますが、これの件数というのはどうなっていますか。

なお、ただ扶助費等がここには掲載されていませんが、財源等ではまた別な枠組みになっているのでしょうか。

もう1点は、その下の同じ給付金ですが、その他世帯分というのはどういうところ対象で、かつ何世帯分を予算化したのでしょうか。

以上です。

○子育て支援課長（明平直美） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 明平課長。

○子育て支援課長（明平直美） まず、ひとり親世帯のほうの件数、ここには5万9,000円と

いうふうに形で上げさせていただいておりますが、福祉事務所の設置のほうは河合町はないために支給事務は発生しないということで、県のほうから支払われております。ここに関しましては、児童扶養手当を支給されている方の給付金になりますので、県のほうから支払いという形になっております。

その他世帯分のほうですけれども、今年度予算のほうを上げさせていただいた分では、169名という形で予算を上げさせていただいております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今伺った中ですが、1つは、上のほうのひとり親世帯分は、そうしたら件数としては、県が支給するというのですが、件数としては幾らあるのかということと、下のほうについては、その他というのはどういう対象になっているかということ伺ったんですが。

○子育て支援課長（明平直美） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○子育て支援課長（明平直美） すみません、述べるのを忘れておりました。申し訳ありません。

ひとり親世帯の分につきましては、176名の方に受給のほうをさせていただく形になっております。その他世帯分のほうにつきましては、対象となる方が去年、令和4年度に行いました子育て世帯生活支援給付特別給付金の支給対象者の方が全て入るという形になっております。また、申請という形では、家計急変者という形の申請のほうが含まれております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） ほかにございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 同じ9ページですけれども、子育て世帯の生活支援のところですが、委託料とありますがどこに委託するのかと、もしまだ決まっていなかったら、今までどこがそれを請け負っていたのかということをお聞きしたいと思います。それとシステム改修ですけれども、どのような改修になりますか。

○子育て支援課長（明平直美） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○子育て支援課長（明平直美） すみません、委託料につきましては、今あるシステムのほうの改修になりますので、近隣と同じようにNR7、NECのほうの委託という形でシステム改修のほうをさせていただいております。また、今回、児童扶養手当、児童手当等を振り込ませていただく方に続けてさせていただきますので、その分でのシステム改修をさせていただいております。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 毎回そういう形で振込とかされていると思うんですけども、同じようなタイプというかシステムだと思うんですけども、毎回そういった改修が必要なんですか。

○子育て支援課長（明平直美） はい。

○議長（疋田俊文） 課長。

○子育て支援課長（明平直美） 近隣のほうと同じような形になっていきますので、同じような形にはなっていくんですけども、昨年と同様な形でシステム改修という形が必要ということなので、今回のほうもさせていただきました。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、質問させていただきます。

同じ項目なんですけれども、たしかこれNECさんの西和7町の合わせての形の電算システム導入されていると思うんですが、こういったシステム改修の際に、その7町全体に対して改修費という形で幾らかという形のものが請求されると思うんですよ。それに対しての分配率って、分配率というのか請求率ですか、河合町の場合何%ぐらいになるんですかね、7町に対して。もしくは、全体の金額として西和7町に対してシステム改修として幾らかかってくるのかということ、よろしければ教えていただきたい。すぐ出せないんであれば、後日提出いただいて結構です。

○子育て支援課長（明平直美） 議長。

○議長（疋田俊文） 明平課長。

○子育て支援課長（明平直美） 申し訳ありません、ただいまちょっと資料がございませんので、また調べさせて後日報告させていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 再確認のため質問します。

ページ、7ページの上段の子育て世帯特別、その他世帯分で1,013万6,000円について、今ご説明いただきたいんですけども、これは児童1人当たり5万円ということによろしいんでしょうか。1世帯ということではないということ、ちょっとその点だけもう一度明確にご説明ください。

○子育て支援課長（明平直美） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○子育て支援課長（明平直美） お一人、児童お一人5万円の給付という形になります。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら9ページ、先ほどから出ていた分のひとり親世帯分のところなんですけれども、先ほどの説明では県から支給というふうなお話でしたけれども、そうしたらこの職員手当等、時間外手当、これ誰に払うんですか。奈良県に払うんですか。奈良県から支給するのに、なぜ河合町で時間外手当がついているのかなど。これちょっと教えてください。

○子育て支援課長（明平直美） はい。

○議長（疋田俊文） 課長。

○子育て支援課長（明平直美） ひとり親世帯の分の時間外ということになるんですけども、送付等はこちら等でさせていただいているというところで、職員手当のほうをちょっと上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑はないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより承認第8号の採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度河合町一般会計補正予算）は承認することに決しました。

◎報告第2号の質疑

○議長（疋田俊文） 日程第4、報告第2号 令和4年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この繰越明許についても一応各大きな事業名というのはあるんですが、例えば農業費につきましては、この具体的な各残っている事業というのは何かということと、その財源内訳というのは出てくるのでしょうか。もし資料が……、後でよければ資料でも出していただきたい。初日でしたので資料請求できませんでしたので、今分かれば教えていただきたいと思います。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 農業費でございます。こちらにつきましては、ため池の耐震改修工事費としてコガモ池、池部地区にございます、上池、薬井地区にございます、この2池の耐震改修工事費でございます。内訳といたしましては、コガモ池3,600万円、上池

3,400万円でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございますか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ちょっと必要な内容だと思うんですが、ちょっと細かいですので、それについては、ぜひぜひほかの下の方の道路メンテナンス事業もそうなんですが、その具体的な事業名とそれからその財源内訳について、またぜひ資料で改めて出していただきたいと思えます。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 承知しました。後日改めて提出させていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

質疑は……。

○10番（馬場千恵子） 議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 3番目の河川費のところですけども、緊急内水対策ということで具体的な事業内容について教えてください。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） まず、4億189万5,000円のうち189万5,000円につきましては、令和4年度に執行した事業の執行残をそのまま繰り越したものでございます。残り4億円につきましては、昨年度補正させていただきました用地費で、施設概略詳細設計費、橋梁予備詳細設計費、埋蔵文化財発掘調査費でございます。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で報告第2号 令和4年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、報告済みといたします。

◎報告第3号の質疑

○議長（疋田俊文） 日程第5、報告第3号 令和4年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 1点、財源のところでは既収入特定財源5万円とあるんですが、これはどういう意味なんでしょうか。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） こちらの既収入特定財源についてですが、起債の借入れにつきましても10万円単位になります。令和4年度借入れ分の端数金額を繰越しすれば、既収入特定財源として先借りすることができます。ですので、5万円を先借りさせていただいております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で報告3号 令和4年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、報告済といたします。

◎報告第4号の質疑

○議長（疋田俊文） 日程第6、報告第4号 令和4年度河合町水道事業会計予算繰越計算書の報告について議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、質問願います。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 西大和配水池のところなんですけれども、上の段の、世界的な半導体の需給が遅れているということなんですけれども、これはその下のも同じような表現になっていますけれども、遅れているということで、これは改善の見込みがどの程度あって、もう既に改善されているのかどうかも教えてもらいたいですけれども、特に西大和配水については今、工事途中ということで、地域の皆さんもいつできるのかなとかどういうふうになっているのかなと、すごい興味があるところとか注目されていますので、ちょっと詳しく教えてもらえたらと思います。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 上原課長。

○上下水道課長（上原郁夫） こちらの半導体につきましては、西大和につきましても第一につきましても、工事の中に電気系統設備、機械設備の中に半導体というのも使用されております。今、令和5年度内には、半導体とかその部品が入ってくるという予定ですので、西大和配水池につきましては、工事全体としまして令和6年の3月末まで、第一配水池につきましては、令和5年の12月末に完成する予定になっております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑はないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で報告第4号 令和4年度河合町水道事業会計予算繰越計算書の報告については、報告済みでございます。

◎同意第10号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第7、同意第10号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

これより同意10号の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

(「質疑を求めます」「異議あります」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 常盤議員。

○2番(常盤繁範) 質疑を求めたいんですけども、質疑、質疑を求めたいんですが。

○議長(疋田俊文) 常盤議員。

○2番(常盤繁範) よろしいですか。ありがとうございます。

では、質疑をさせていただきます。

3点ほどお伺いしたいんですけども、この教育長、辞任されたということで、残任期間のところの部分でのこの任命だと思うんですが、残任期間、これをまずお答えいただきたいことと、また、この採決の後、いつからその職務に就かれるか、教育長として。3点目になるんですが、現状において再任用職員としての職責をこの方全うされている形であります。その部分に対してはどのようにケアされるのか、お答えいただけますでしょうか。

以上、3点です。よろしくをお願いします。

○教育委員会事務局次長(中尾勝人) 議長。

○議長(疋田俊文) 中尾次長。

○教育委員会事務局次長(中尾勝人) 私のほうからは、1つ目の任期についてでございます。

教育長の任期につきましては、3年という縛りがあるんですけども、今回補欠の教育長の任期ということになりますので、前任者の残任期間という形になります。

よって、残任期間である令和6年9月30日までということでございます。

以上でございます。

○総務部次長(小野雄一郎) 議長。

○議長(疋田俊文) 小野次長。

○総務部次長(小野雄一郎) 私からは、1点目のご質問と3点目のご質問についてお答えいたします。すみません、2点目、2点目と3点目ですね。

まず、いつから教育長として任命する予定かということですが、あくまで今回の議会で同意がいただけたらという前提ではございますが、週明けの6月12日を予定しております。

次に、これまで再任用職員として勤めておったわけでございますが、当然先月末をもって退職しておりますので、何らかの人事上の配慮は必要だとお互い考えているところでございます。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

○6番(坂本博道) 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 私のほうからも1点伺いたいと思います。

教育行政のほうは、先ほど町長の所信にもありましたが大変重要な時期で、そういう点では、環境整備だったり、あと同時に教育内容の充実を本当に大事な時期だと思います。そういう点から考えると、この時期の教育長としては、本来であれば教師の出身の方で現場の実情、それから教育内容含めてより分かるというほうが望ましいんじゃないかと思うんですが、その上で今回の人選の理由及びその期待、求めていることにつきまして、町長のほうからちょっとご説明願いたいと思います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 今の坂本議員のご質問にお答えいたします。

（「マイク」と言う者あり）

○町長（森川喜之） 坂本議員の質問にお答えさせていただきます。

上村氏においては、やはり人選に当たっては、この教育次長として数年やってこられました。学校教育のほうも、そのときに様々な形で教育部門のことを私は熟知されていると考えています。また様々な見識も、また行政経験も長いので、教育長として適任者だと考え、上程させていただきました。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 私からは、ちょっと視点の違う点からご質問、町長にご質問させていただきます。

今回、森川町長は日本維新の会という公認を受けて町長選挙に出られました。この教育行政においては、2015年に法改正、国の法改正で教育委員会の委員長制度が改められまして、教育長制度ができております。そこでお聞きします。

まず、政治的、教育長は政治的中立性の確保、それまた首長からの独立性、そういった点も考慮された上の任命、人選なのか、その点教えていただきたいと思います。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

私自身、この上村氏を人選するに当たって、政党からのような話とかございません。私自身は、今までの行政経験を基に、また教育行政の基に、これ学校関係者しか駄目だというようなことは私は一切考えておりません。やはり新しい考えとか、またいろんな教育方針を持たれる方を私は推薦をさせていただいた、上程させていただいた、そういうことで政党とは一切関係ございません。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 再度確認のために質問します。

今回の人選に当たり、そういった政治的中立性の観点からは、もう森川町長としては完全に確保した上での人選に当たったということで理解してよろしいのでしょうか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

○町長（森川喜之） はい、そうです。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 事務方に質問させていただきたいんですけれども、教育長不在でしたね、一定期間。今現状で処理的に残っているもの、そういったものが、どのぐらいあるのか。急ぐべき人事案件だとは解しているんですけれども、今現状でどのぐらいの何というの、歩留まりが出ているのか、そういったところありていにお話しいただけますか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

今回、教育長の辞職につきましては、5月31日ということでございます。今、現時点で教育長が欠いているというところで、教育長につきましては、職務代理が今代理をしているというところがございます。

しかし、職務代理といいますと非常勤という形になっておりますので、事務につきましては、法律の第25条がございまして、職務代理をしている者から臨時に代理をさせることができるということがございます。

よって、教育長が不在のときにつきましては、その委任された事務、その他の権限に属す

る事務の一部を事務局の職員、私のほうは臨時的に代理をさせていただいているところでございます。

よって、教育長が不在だからといって滞っていると、そういったことはございません。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） これより同意10号の採決を行います。

本案を原案どおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、同意第10号 教育委員会教育長の任命については、原案どおり同意することに決定しました。

◎議案第29号から議案第31号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第8、議案第29号、日程第9、議案第30号、日程第10、議案第31号の審議方法についてをお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

議案第29号、議案第31号、総務文教常任委員会に付託します。

議案第30号を厚生建設常任委員会に付託します。

◎同意第11号から同意第22号

○議長（疋田俊文） 日程第11、同意第11号、日程第12、同意第12号、日程第13、同意第13号、日程第14、同意第14号、日程第15、同意第15号、日程第16、同意第16号、日程第17、同意第

17号、日程第18、同意第18号、日程第19、同意第19号、日程第20、同意第20号、日程第21、同意第21号、日程第22、同意第22号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 議長一任の声でございますので、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしの声でございますが、議長一任とさせていただきます。
本会議の最終日に審議いたします。

◎散会の宣告

○議長(疋田俊文) 以上をもって、日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 梅 野 美智代

署 名 議 員 佐 藤 利 治